

土地区画整理事業の施行に伴う

移転工法決定・建築物等評価委員会要綱

(設 置)

第1条 八王子市が施行する土地区画整理事業（土地区画整理法第3条第4項及び第5項）により移転または除却を要する建築物等の移転工法及び評価額について適正な補償を図るため、区画整理課に「土地区画整理事業の施行に伴う移転工法決定・建築物等評価委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の職務)

第2条 委員会の職務はつぎのとおりとする。

- (1) 移転または除去を要する建築物等について、別に定める土地区画整理事業移転工法決定要領に基づく移転工法の決定
- (2) 移転または除去を要する建築物等について、別に定める損失補償基準に基づく推定再建築費の評価額の決定
- (3) 移転または除去を要する建築物等について、別に定める損失補償基準に基づく建築物の効用認定
- (4) その他特殊な建築物等に関する評価

(組 織)

第3条 委員会は委員長及び委員若干名をもって組織する。

(1) (直営地区)

委員長は区画整理課長をもってあて、委員は区画整理課職員のうちから委員長が任命する。

(2) (公益財団法人東京都都市づくり公社委託地区)

委員会は委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長が年度初日に任命するものとし次にかかげる職員をもってあてる。

委員長（1名） 区画整理課長

委 員（5名） 区画整理課職員（2名）

公益財団法人東京都都市づくり公社地区事務所長

公益財団法人東京都都市づくり公社地区事務所職員（2名）

2 委員長が必要と認めるときは、他の委員を任命することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を統括する。

2 委員長に事故のあったときは、あらかじめ委員長が指定する委員が委員長の職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員長は必要に応じて委員会を開催する。

(審 議)

第6条 委員は建築物等を調査し、委員会は各委員の意見を審議し、全員の同意を得て委員長が移転工法を決定する。

2 委員は評価調書を提出し、委員会は各委員の意見を審議し、全員の同意を得て委員長が評価額を決定する。

3 委員は建築物等を調査し、委員会は各委員の意見を審議し、全員の同意を得て委員長が建築物の効用を認定する。

(移転工法決定、評価額の決定及び建築物の効用認定による効果)

第7条 委員会で決定した移転工法、評価額及び建築物の効用により、建築物等の損失補償額を算定する。

(事 務)

第8条 直営地区の委員会の事務は、区画整理課において処理し、公益財団法人東京都都市づくり公社委託地区の事務は、公益財団法人東京都都市づくり公社において処理する。

附則 この改正要綱は平成13年4月16日から適用する。

附則 この改正要綱は平成15年9月24日から適用する。

附則 この改正要綱は平成17年10月24日から適用する。

附則 この改正要綱は平成18年4月1日から適用する。

附則 この改正要綱は平成25年4月1日から適用する。

附則 この改正要綱は平成25年8月26日から適用する。

附則 この改正要綱は平成26年4月1日から適用する。

附則 この改正要綱は令和3年4月1日から適用する。